

4. 許可手続きと手数料

(1) 許可等手続きの流れ

屋外広告物の許可の手続きは、次のとおりです。

★工事着手の30日前までに

その他関係法令に基づく手続きを整理した上で、申請をお願いします。

許可申請
(審査)

屋外広告物を表示又は掲出物件を設置しようとする者(一般的には、その屋外広告物等の所有者)が申請者となります。

許可を受けると許可証票(シール)が交付されますので、許可された屋外広告物に貼付してください。

屋外広告物の設置・許可証票の貼

→ 繼続して出すとき

★期間満了の
30日前までに

期間更新申請

→ 変更・改造するとき(※1)
(軽微な変更を除く)

★変更・改造の
30日前までに

変更・改造許可申請

→ 除却又は滅失したとき

★速やかに

除却届又は滅失届(※2)

→ 設置者・管理者に
変更があったとき

★速やかに

変更届

許可期限が満了したとき

5日以内に除却

★速やかに

除却届

※1：変更・改造許可申請手続きの要否について

①変更、改造申請手続きが必要な(軽微な変更でない)もの

・色彩、意匠(デザイン)、又は形状の変更を伴う表示内容の変更。

・例えば、契約上などの理由により表示内容を「広告募集中」へ、又は「広告募集中」から変更するものなどもこれに該当します。

②変更、改造申請手続きが不要な(軽微な変更である)もの【規則第11条】

・色彩、意匠(デザイン)、又は形状の変更を伴わない表示内容の変更。

・位置、形状を変更することなく、販売品などの興行等に関する内容を定期的に変更するもの。

※2：「除却届」…許可期間の満了、表示の必要がなくなった場合等により、屋外広告物を除却したとき【条例第19条】

「滅失届」…災害等により、屋外広告物が滅失したとき【条例第29条第4項】

なお、その他関係法令に基づく手続きが必要となる場合があります。

●その他関係法令に基づく手続き

事項	必要な許可等の種類	申請書等の提出先・問い合わせ先
道路敷地内 (上空を含む)に 表示・設置する場合	道水路占用許可 (道路法)	道路管理者 (国、越谷県土整備事務所、 越谷市[道路総務課])
	道路使用許可 (道路交通法)	警察署
工作物自体が高さ4mを 超える場合	工作物の確認 (建築基準法)	埼玉県[建築安全センター]、 越谷市[建築住宅課]、 指定確認検査機関
地区計画の区域内に工作物を 設置する場合	地区計画の区域内に おける行為の届出 (都市計画法)	越谷市[都市計画課]
屋外広告物に関する規定がある 地区計画の区域内※1に広告物 を設置する場合		
ネオン管、水素使用的アドバルーンなどは、「消防法」の 規定による届け出が必要となる場合があります。		消防局[予防課]
「医療法」、「歯科技工士法」、「介護保険法」、 「薬事法」などで記載内容が制限される場合があります。		各法令所管行政庁
農地内に広告物を設置する場合、「農地法」の規定に よる農地転用の手続きが必要となります。 ※また、別途「まちの整備に関する条例」の手続きが 必要となります。		越谷市[農業委員会] 越谷市[開発指導課]
河川法(河川区域内に広告物を設置する場合)		河川管理者 (国、越谷県土整備事務所、 越谷市[河川課])

※1：屋外広告物に関する規定がある地区計画は、以下のとおりです。

地区計画の名称	地区の名称
七左第一地区計画	C地区
西大袋地区計画	②から⑦地区
越谷レイクタウン北地区計画	③から⑪地区
越谷レイクタウン南地区計画	B地区、C地区、D地区、E地区、F地区

地区計画に関するご相談等があれば、越谷市都市計画課までお問い合わせ下さい。



越谷特別市民
ガーヤちゃん